

平成30年度は3年に一度の

# 固定資産税の評価替えの年です

## 土地・家屋の評価額を見直します

土地や家屋、事業用の機械や備品などの償却資産を総称して固定資産といいます。固定資産税は、毎年1月1日の賦課期日現在で固定資産を所有している人が納税義務者となり納めていただく税金です。評価替えは、固定資産税の対象となる土地や家屋などの固定資産の価格を、地価や建築費の変動、現在の利用状況に応じて適正な価格に見直す制度です。

問い合わせ 市税務課 ☎ 43・8118

**評価替えは  
3年ごとに実施します**

固定資産税は、資産価値に応じて課税します。土地と家屋は全国一律に評価額を3年間据え置いて、3年ごとに評価額を見直しています。

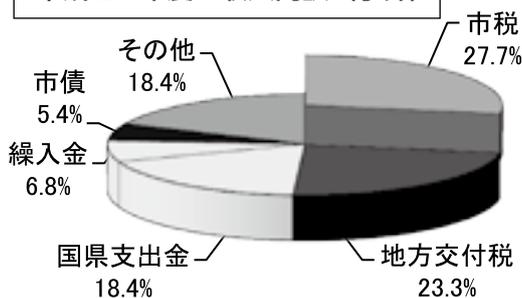
平成30年度は評価替えの年です。土地は、日蔭野地区や周辺地域の不動産需要が高まり、価格が上昇する地域があります。家屋は原則、価格が上昇することなく、建築後の経過年数による減価率や平成27年度以降の建築費の変動割合などを考慮して見直しま

す。建築費は3年前と比べて、木造が5%、非木造が6%上昇しています。なお、地価が下落して、価格を据え置くことが適当でない場合や、家屋の床面積が増減したり、用途の変更があったりした場合、評価替えが行われない年も価格を見直します。

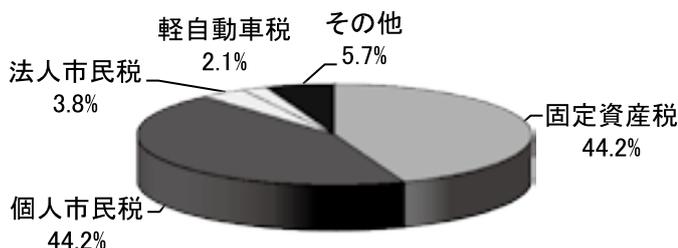
**固定資産税は  
行政サービスを行うための  
大切な財源です**

固定資産税は、下のグラフに示すとおり、市の税収全体の約4割を占めていて、行政サービスを行うための大切な財源です

平成29年度の収入内訳 (予算)



平成29年度の市税収入内訳 (予算)



### 固定資産の評価額を 確認できます

市内の土地や家屋の評価額を確認できる縦覧制度があります。縦覧する人の所有する資産が次の①②の要件を満たす場合に、評価額を確認することができます。なお、非課税物件は縦覧の対象ではありません。

①平成30年度固定資産課税台帳に登録されている。

②平成30年度課税標準額合計が、土地30万円以上もしくは、家屋20万円以上である。例えば、土地が30万円以上で、家屋が20万円未満の場合は、土地のみ縦覧可能。

**縦覧期間** 4月2日(月)～5月1日(火)

**持参品** 印鑑、縦覧する人の運転免許証など本人確認ができるもの、代理人の場合は委任状

### 納税通知書を 発送します

平成30年度固定資産税納税通知書は、4月上旬に発送予定です。納期限は、第1期5月1日、第2期7月31日、第3期12月28日、第4期平成31年2月28日です。